

**障がい者を対象とした会計年度任用職員（事務補助）
任用希望者登録制度 勤務条件案内**

▶勤務条件は次のとおりです。

任用根拠	パートタイム会計年度任用職員 (地方公務員法第22条の2第1項第1号)
職種	事務補助
業務内容	電話・窓口対応や、内部資料作成等の補助的業務 ※詳細については、面接時にご確認ください。
任期	採用の日から同日の属する会計年度の末日までの間で必要な期間 ※勤務実績が良好な場合は2回まで再度の任用を行うことがあります（最長3年）。
条件付採用期間（試用期間）	1か月（再度の任用の場合も同様）
勤務時間等	勤務時間は勤務場所や職務内容などにより異なりますので、面接時にご確認ください。 ※時間外勤務等が発生する場合があります。
報酬	時間額：1,255円～ 【参考】事務補助として週30時間勤務した場合 月額：約16万円 年収：約261万円（初年度は約237万円） ※年収は、期末勤勉手当を含みます。 ※前年から引き続く本市職員としての経験年数に応じて、一定の範囲で加算があります。
その他の給与及び費用弁償	期末勤勉手当、時間外勤務報酬、通勤費用弁償等 ※期末勤勉手当は、一定の要件を満たす場合に支給します。 【参考】事務補助として週30時間勤務した場合 期末勤勉手当 年間約69万円（初年度は年間約45万円）
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） ※勤務場所や職務内容などによって異なる場合がありますので面接時にご確認ください。
休暇	年次休暇、特別休暇（夏季休暇等）
勤務地	市役所本庁舎、青年の家、保健福祉総合センター、各事業所等

福利厚生	健康保険（大阪府市町村職員共済組合（短期組合員））、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償・労働災害補償等 ※一定の勤務要件等を満たす場合に加入します。
服務	<p>地方公務員法に規定する服務（①服務の根本基準、②服務の宣誓、③法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、④信用失墜行為の禁止、⑤秘密を守る義務、⑥職務に専念する義務、⑦政治的行為の制限及び⑧争議行為等の禁止）・懲戒等の規定の対象となります。</p> <p>なお、営利企業への従事（兼業）を行うことは原則としてできませんが、以下の場合には認められないことがありますので留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合 ・兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ・兼業を行うことによって交野市の信用を損なうおそれがある場合

【欠格条項】

▶次のいずれかに該当する場合は登録することができません。

○地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する場合

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 交野市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年間を経過しない人
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人